

財 務 省 税 関 一 般 職
選 考 採 用 試 験 （ 係 長 級 ）

小 論 文 試 験 課 題 （ 6 0 分 ）

注意事項

1. 問題の解答は、別紙の原稿用紙に記入してください。
2. 原稿用紙に、氏名を忘れずに記入してください。

【問】税関の使命に関し、以下の設問に対して 600 字程度で論じてください。

輸入貨物の急増を受け、税関として取り組むべき重要課題とその対応策について、あなたの考えを述べてください。

資料①

「関税レポート」 （2025年8月現在） 抜粋

税関の三つの使命

1

安全・安心な社会を実現する

不正薬物・銃砲等の密輸阻止を最重要課題とするとともに、我が国におけるテロ行為等を未然に防止することにより「世界一安全な国、日本」を築く。

2

適正かつ公平に関税等を徴収する

関税・消費税等あわせて約 13.1 兆円すなわち租税及び印紙収入の約 16.9%に相当する額を徴収する歳入官庁として、適正かつ公平に関税等を徴収する。

3

貿易円滑化を推進する

国際物流におけるセキュリティを確保しつつ、AEO制度の推進やIT化等を通じて、通関手続を一層効率化・迅速化し、利用者の利便性の向上を図る。

EPA (Economic Partnership Agreement) 交渉等を通じて、多角的自由貿易体制を維持・強化し、我が国の経済の成長に貢献する。

資料②

関税・外国為替等審議会 関税分科会

(令和7年10月3日開催)

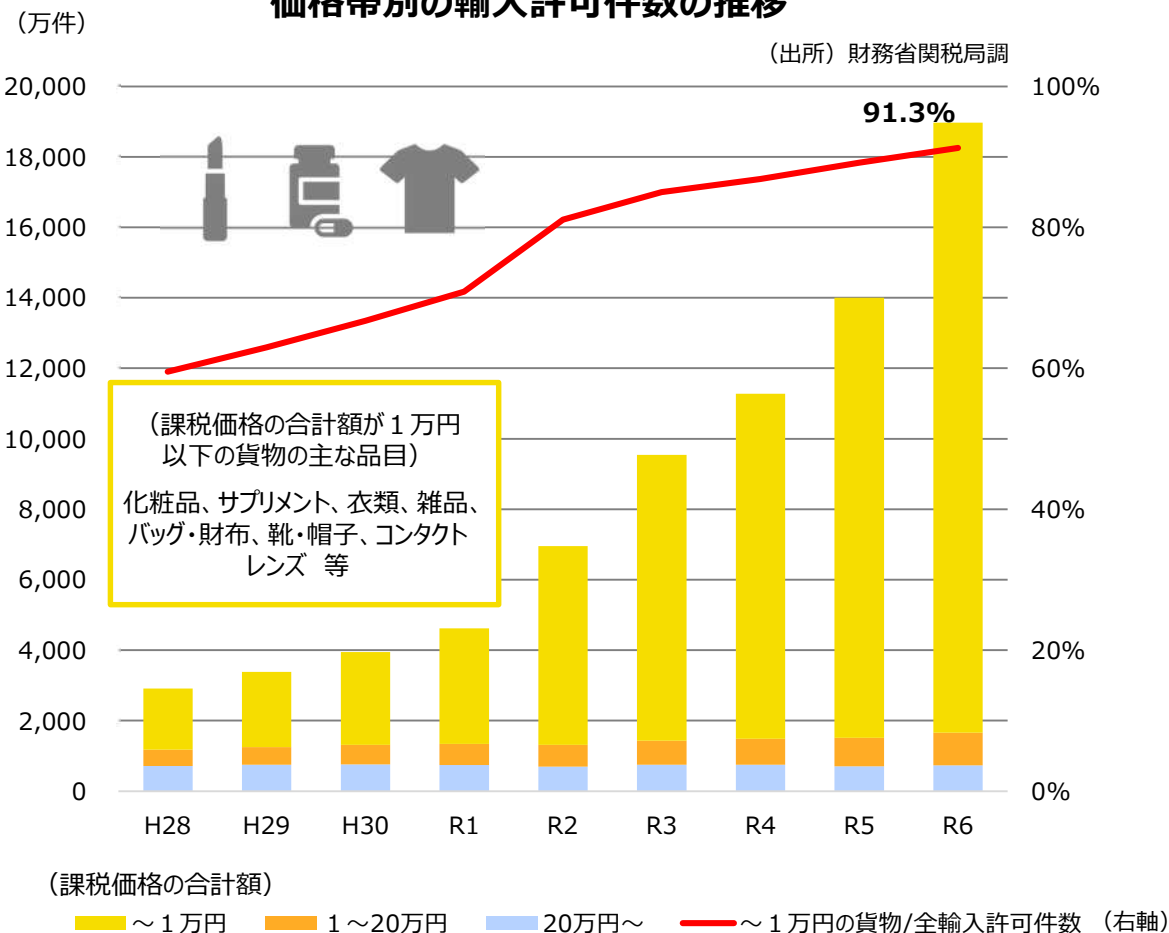
「最近の関税政策と税関行政を巡る状況」抜粋

少額輸入貨物の増加とBtoC（Business to Consumer）による輸入

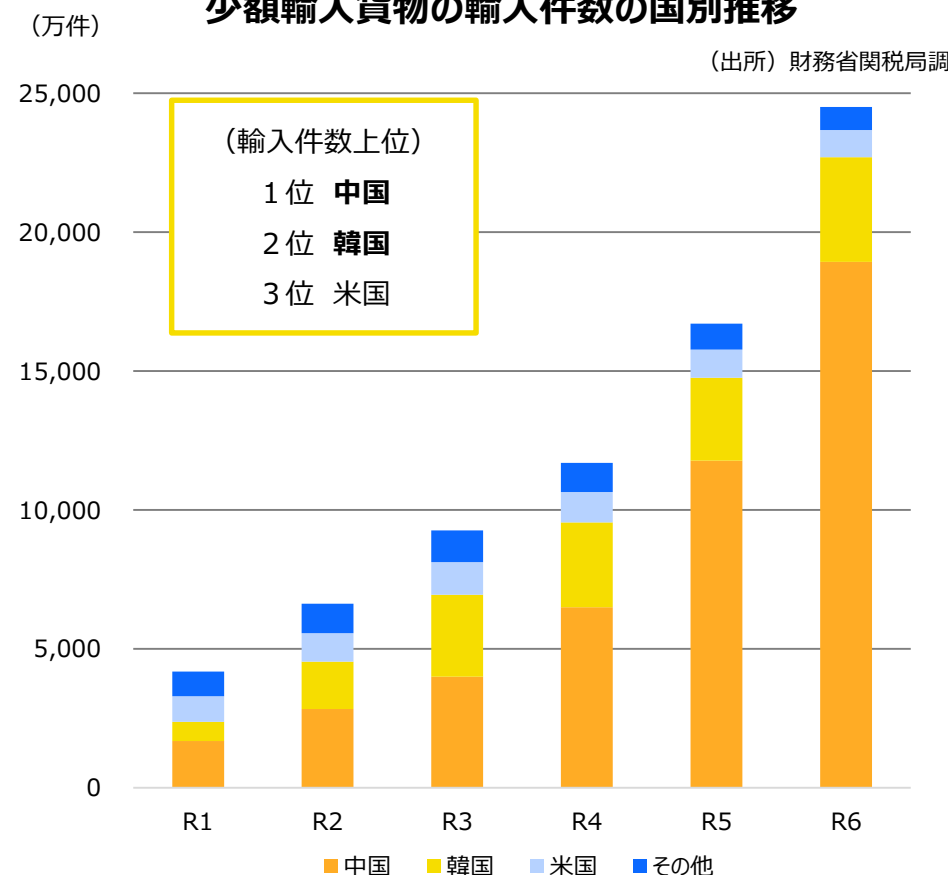
令和7年9月10日 関税分科会
「急増する少額輸入貨物への対応に
関するワーキンググループ」
財務省提出資料

- 少額輸入貨物（課税価格の合計額が20万円以下）の輸入件数が顕著な増加傾向。このうち、課税価格の合計額が1万円以下の貨物は、令和6年において全輸入許可件数の約9割を占める。
- この主な品目である化粧品や衣類等は、個人消費者が越境ECサイトで購入することが見込まれることから、**BtoC（個人消費者向け取引：Business to Consumer）による輸入の増大が少額輸入貨物の増加につながっている**と考えられる。
- また、少額輸入貨物の輸入においては、**中国**、次いで**韓国**を原産地とする貨物が増加している。

価格帯別の輸入許可件数の推移



少額輸入貨物の輸入件数の国別推移

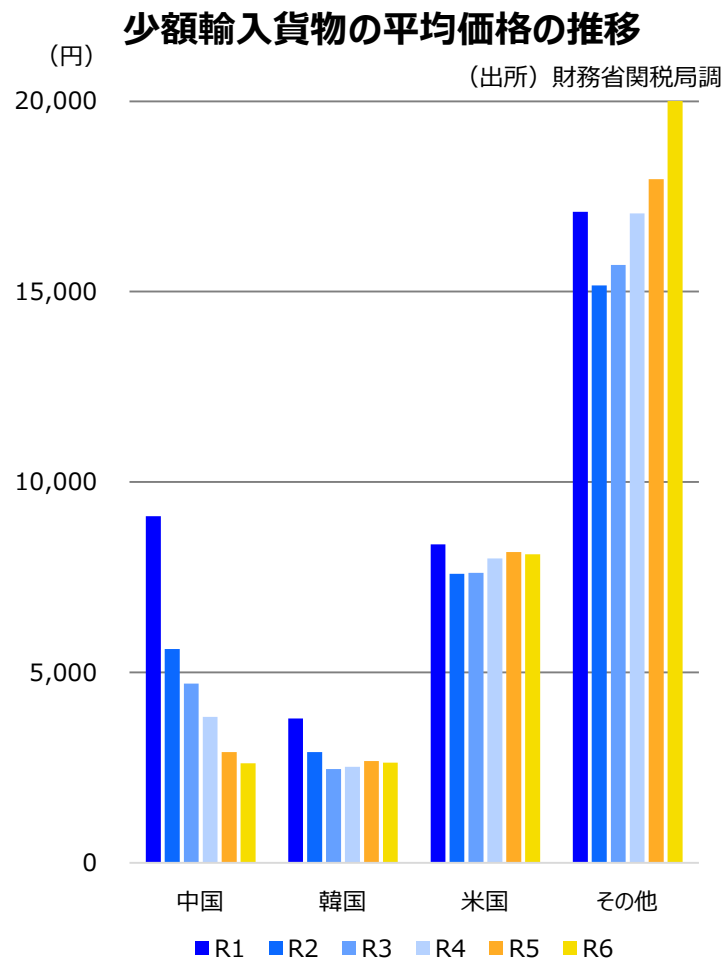


※一輸入申告に複数の品目が含まれている場合は、その品目ごとに原産地を集計。そのため、左グラフの輸入許可件数と合計が一致しないことに留意。

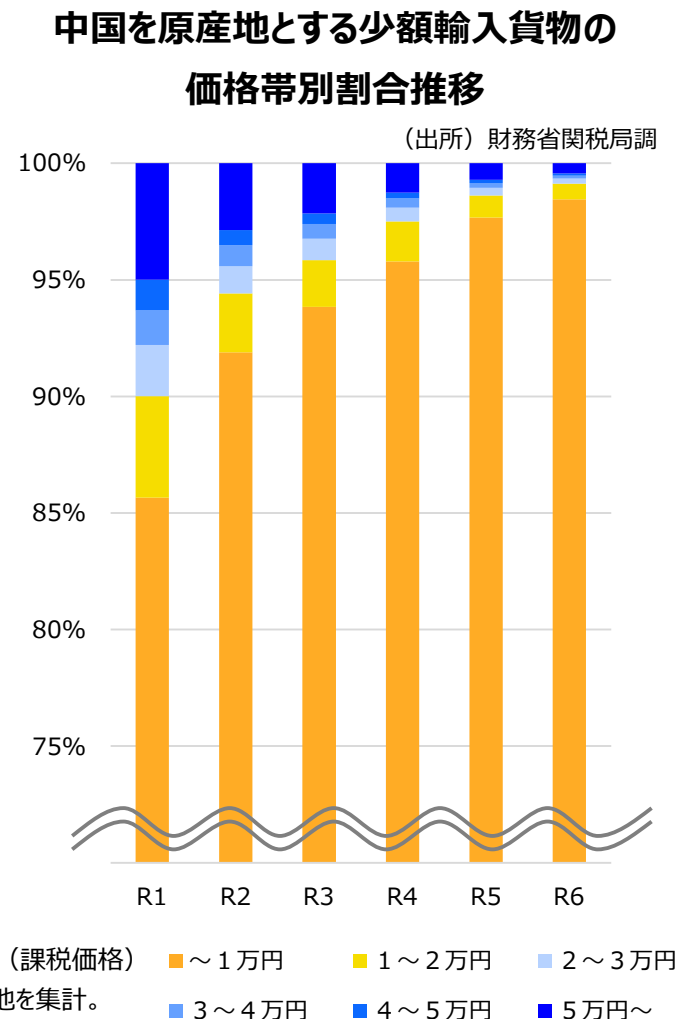
中国・韓国を原産地とする少額輸入貨物の増加とその背景

令和7年9月10日 関税分科会
「急増する少額輸入貨物への対応に
関するワーキンググループ」
財務省提出資料

- 少額輸入貨物の輸入申告の平均価格を見ると、**中国を原産地とする貨物の低価格化**が著しい。また、中国を原産地とする貨物のうち、課税価格が1万円以下の貨物の割合は、過去5年で86%から98%に上昇。
- **韓国を原産地とする貨物**についても、中国を原産地とする貨物と同程度の**低い平均価格**となっている。
- これらの傾向を踏まえると、主に中国・韓国に関連した企業に代表される**個人消費者向けECサイトを運営する事業者の急成長が、少額輸入貨物の増加に結びついている**と考えられる。



※一輸入申告に複数の品目が含まれている場合は、その品目ごとに原産地を集計。



主な個人消費者向けECサイト

TEMU

運営企業：PDD Holdings (中国)
・2022年創設、2023年日本でのサービス開始。
・中国国外向け。日用品・衣類・家電等取り扱い。
・2024年 **無料アプリダウンロード数日本第2位**。
(App Store調)

SHEIN

運営企業：SHEIN (中国)
・2008年創設、2020年日本語版サイト開設。
・160以上の国と地域に展開。衣類等を取り扱い。
・2023年**無料アプリダウンロード数日本第9位**。
(App Store調)

Qoo10.jp

運営企業：eBay Japan (日本) ※2018年~
・2010年日本でのサービス開始。
・**韓国製の化粧品・衣類・美容家電等を多数**取り扱い。
・会員数 **2,500万人**。(2025年3月時点)

ALI Express

運営企業：Alibaba Group (中国)
・2010年創設、同年日本でのサービス開始。
・日用品・衣類・家電等を取り扱い。

社会の安全・安心を脅かす物品等の流入リスク

令和7年9月10日 関税分科会
「急増する少額輸入貨物への対応に
関するワーキンググループ」
財務省提出資料

- 社会の安全・安心を脅かす物品等は、少額輸入貨物で多く用いられる航空貨物・国際郵便物からも摘発。
- 税関では、**輸入申告情報等を用いて審査・検査対象を選定（リスク判定）**しており、その**リスク判定の結果に応じ、リスクの高い貨物には重点的な審査・検査、リスクの低い貨物には迅速に輸入許可を行い、強弱をつけた水際取締り**を行っている。
- 水際取締りの更なる強化策として、輸送単位（MAWB：マスターエアウェイビル）に着目し、リスクが高いと思われた1 MAWBについて全ての貨物に対する検査を実施したところ、大量の知的財産侵害物品等を発見。この中には、従来のリスク判定では審査・検査対象とならないものもあり、**税関のリスク判定が十分に機能していない可能性**。

関税法違反の摘発事例②

（出所）財務省



【商標権侵害】

摘発年月：令和4年6月

密輸形態：国際郵便物

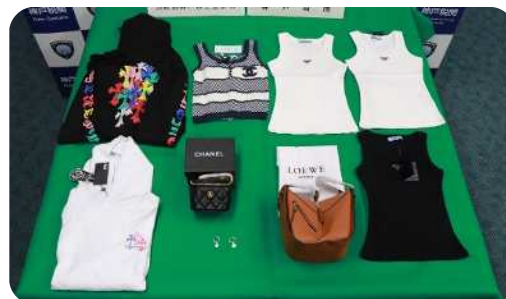
侵害物品：錠剤

【大麻】

摘発年月：令和5年12月

密輸形態：航空貨物

犯則物件：大麻



【商標権侵害】

摘発年月：令和5年7月

密輸形態：航空貨物

侵害物品：衣類10点



1 MAWBの貨物に対する全量検査

航空輸送では、複数荷主の貨物を1件の大口貨物とし、航空会社が運送を担うことが多く、この輸送単位を1MAWB（マスターエアウェイビル）という。1MAWBあたりの輸入申告件数は1,000件前後。

リスクが高いと思われる輸入貨物について、1 MAWB全ての貨物に対して検査を実施。**大量の知的財産侵害疑義物品や関税関係法令以外の許可・承認等を要する物品等**が見られた。

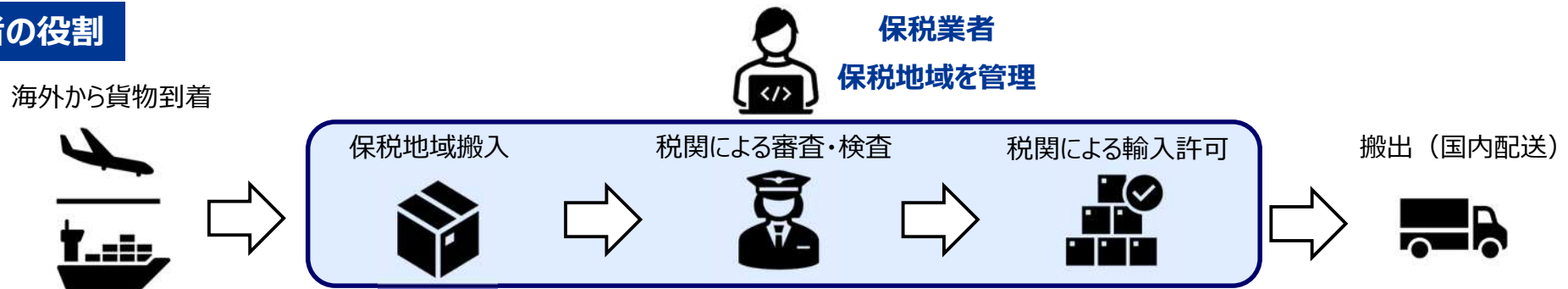


輸入貨物の急増に伴う一部の保稅業者による不正事案の発生

令和7年9月10日 關稅分科会
「急増する少額輸入貨物への対応に
關するワーキンググループ」
財務省提出資料

- 輸入貨物の急増に伴い、特に**BtoCによる貨物を取り扱う一部の保稅業者**において、適正でない貨物管理が疑われる事案や、従業員の間与が疑われる不正事案が発生している。
- 税關が全ての貨物を確認できない中で、**貨物管理を担う保稅業者の不正事案の発生は、我が国の安全・安心を脅かしかねない喫緊の課題。**

保稅業者の役割



保稅業者による不正事案の例

■ 配送までの所要時間短縮を優先した適正でない貨物管理

- ✓ 外国貨物を保稅地域から搬出するためには、税關による輸入の許可等を受ける必要。早く消費者へ配送したい荷主（顧客）からの要請を優先するがために、保稅地域から貨物を搬出する際の確認が疎かとなり、許可等を受ける前の貨物を搬出してしまふ懸念。
- ✓ 実際に、搬出時の確認を適正に行わず、輸入の許可を受けていない貨物を保稅地域から搬出していることが疑われる事案が発生。

■ 貨物管理ルールの不徹底により生じた事案

- ✓ 保稅業者はルールに則った貨物管理が求められている。大量の貨物を集中的に処理する中で、従業員によりルールが徹底されていないケースが散見されている。
- ✓ 例えば、蔵置中の貨物が輸入許可済みか否かをハンドスキャナーで読み取って確認できるシステムが整備されているにもかかわらず、**従業員による確認が不十分**であったことにより、輸入することなく滅却する予定であった**知的財産権侵害疑義物品**を輸入許可済み貨物と誤認して搬出してしまった事案が発生。

■ 従業員の不正な関与が疑われる事案

- ✓ 保稅業者による自主的な管理を前提とした制度への信頼を揺るがす事案が発生。
- ✓ 具体的には、通販貨物に申告外物品を紛れ込ませ、**従業員が保稅地域において申告外物品を抜き取ろうとしたのではないかと疑われる事案**が発生。

輸入貨物の急増に伴う一部の通関業者による不正事案の発生

令和7年9月10日 関税分科会
「急増する少額輸入貨物への対応に
関するワーキンググループ」
財務省提出資料

- 輸入貨物の急増に伴い、**一部の通関業者**による、簡易・迅速な通関手続を利用した輸入申告において**不正事案**が発生。
- マニフェスト申告が、関税等が課される物品や、輸入に際して関税関係法令以外の法令（他法令）の許可・承認等を要する物品といった、**利用条件に合致しない貨物の輸入申告において利用された事案**
 - 予備審査制を利用した輸入申告において、知的財産侵害物品等が税関に発見されるのを免れようとした**貨物のすり替え事案**

（注１）マニフェスト申告は、少額免税制度（課税価格の合計額が１万円以下の輸入貨物に適用。ただし、一部の品目は適用除外。）の適用等の一定の条件に該当する航空貨物で利用可能な簡易な申告手続。全ての者が利用可能。

（注２）予備審査制は、貨物の日本到着前や他法令に係る輸入関連手続の終了前であっても、予備的な輸入申告を行い、税関の審査・検査要否の事前通知を受けることができる制度、全ての輸入貨物において全ての者が利用可能。

通関業者による非違事案の例

非違内容	簡易・迅速な通関手続	件数
編物製衣類の申告（マニフェスト申告の利用対象外）	マニフェスト申告	約900件（2024年）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規制対象となる医薬品等の申告（マニフェスト申告の利用対象外）	マニフェスト申告	約200件（2024年）
個人用ではない貨物に課税価格の決定の特例（0.6掛け）を適用して申告	マニフェスト申告	約180件（2024年）
輸入者名誤り （１の通関業者において3か月で3,000件超発生）	マニフェスト申告	－
貨物のすり替え（知的財産侵害物品等の密輸未遂）	予備審査制	－

※非違とは、関税法その他関税関係法令の規定に違反する事実